

名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼 損 面 積) 延 面 積	死 傷 者
(株)イチムラ 新潟県長岡市 大手通り2丁目	店 舗 (4)	昭和35年8月15日	旧館防火 ³ % 新館耐火 ⁵ %	④・半・部・小 1,978m ² (82%)	死者 0名 傷者 0名
		出火21時30分ころ 覚知21時43分 覚知別 火災専用電話 鎮火23時20分	建 773m ² 延 2,409m ²		

I 火災概要										
① 概 要	この火災は、長岡駅前の繁華街に建つ通称イチムラ百貨店より出火したもので、閉店後であったため、人的な事故がなかったが、防火造から出火して全焼し、更には防火シャッターを閉鎖していなかったため新館である耐火造の1階から3階まで焼損したものである。									
② 階 別 状 況	階	床面積		焼損床面積		用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等	消防用設備等
		新館 (耐火)	旧館 (防火)	新館	旧館				(新館) 屋内階段 1箇所 (B1F~5F) 屋外階段 1箇所 (1F~5F) (旧館) 屋内階段 3箇所	⑤ 新館 (各階1箇所) 計6 旧館 (1F1箇所) (2F1箇所) 計2 ⑥ 泡14本 四塩化 2本
	R	9								
	5	200								
	4	200								
	3	264	135	264	135					
	③		26		26	作 業 所				
	2	264	516	264	516	婦 人 紳 士 服 子 供 服 売 場	2			
	1	254	519	254	519	呉服寝具売場				
	B1	32				機 械 室				
合計	1,223	1,196	782	1,196		2	0			
③ 出 火 場 所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, ③居室・非居室, 在・不在) 旧館中3階の階段室付近から出火したもので宣伝部の作業所に使用されており作業台, ベニヤ板, 紙類, 塗料, シンナー, 段ボール等相当乱雑に放置され, ガスストーブを使用していた。 なお, 出火当時は閉店後のため不在であった。						④ 出 火 原 因	不 明 タバコの吸殻又はガスストーブの使用の放置によるものと推定されている。		

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火部位) 旧館中3階 作業所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火室の拡大) ベニヤ板, ダンボール 塗料, シンナー等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(他階への延焼) 木造階段及び壁体を通じ3階へ 延焼し, その後2階及び1階へ</div> </div> <p style="text-align: right;">※</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(新館への延焼) 1F, 2Fの防火シャッターが半開きのため, こ の部分より延焼, 新館の1Fから3Fまで焼失</div> </div> <p>※</p>
	<p>旧館中3階から出火し, 付近に山積されていた, ダンボール, 塗料, シンナー等に着火したため, 急速に拡大し, 木造階段, 壁体を通じ3階へ延焼するとともに階段, 床, 壁面から2階及び1階へと延焼拡大していった。</p> <p>さらに, 新館接続部の防火シャッター(1階及び2階)が半開きとなっていたため, ここから新館へ延焼し, 新館3階へと拡大した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼拡大した主な理由 ○ 出火場所が旧館木造部分で, かつ, 塗料, ダンボール等の可燃物が山積されていた。 ○ 新館(耐火)との接続部に防火シャッターが設けられていたが, 出火時1・2階部分のシャッターが半開きとなっていた。 ○ 煙の伝播経路 中3階からの濃煙は, 階段室を通じ, 3階へ上昇した後2階から1階へと旧館に充満, 更に新館との接続部(防火シャッター半開き)から新館各階へと伝播していった。 	
II 火災建物概要	
① 建築	着工・竣工又は主たる改築等 (旧館竣工) 昭和29年4月 日 (新館増築) 昭和31年10月 日
管 理 状 況	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">② 堅 穴 の 状 況</p> <p>階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input type="checkbox"/> エレベーター <input checked="" type="checkbox"/> パイプシャフト <input checked="" type="checkbox"/> エスカレータ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/></p> <p>新館のみ階段が防火シャッターにより区画されているが, 一部分の片方出入口が木製ドアであった。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">③ 防 火 管 理 状 況</p> <p>○ 消防計画は火災時の編成程度のもので, 平素の火災予防等については計画していない。 ○ 訓練は実施していない。 ○ 屋外階段への出入口が店内内装により閉鎖状態。 ○ 消防隊到着時, 進入路誘導等が全くない。</p> </div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">④ 防 火 区 画 等</p> <p>旧館と新館との接続部に防火シャッターが設けられていたが, 半開きとなっていた。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">⑤ 消 防 用 設 備 等</p> <p>百貨店法の適用を受けていなかったため, 自火報, スプリンクラー設備等の設置がなかった。</p> </div> </div>

III 火災後の行動	
① 発 見 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○発見者 (夜間警備員) ○発見の動機 (煙と異音により気付く) ○発見後の行動 (同僚に知らせ初期消火に努める)
	<p>警備員の1人が煙と異音により火災を発見したが、この時点での火災は初期段階であり、約2メートル程度で拡大しつつあったので、直ちに同僚の警備員に急を告げ、初期消火に努めた。</p>
② 通 報 状 況	<p>通 報 した <input checked="" type="checkbox"/> (警備員が火災専用電話により) 発見後約(10)分 しない <input type="checkbox"/></p>
	<p>警備員は、速燃物質等が多く有り、燃焼が早く初期消火に失敗した後に消防署へ火災専用電話で通報している。 この時点では、相当に火災が拡大していた。</p>
③ 初 期 消 火 状 況	<p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input checked="" type="checkbox"/></p>
	<p>○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/></p>
<p>(理由又は状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警備員2名は火災発見後、備付けの泡沫消火器を持って初期消火に努めたが失敗した。 ○室内消火栓が設備されてあったにもかかわらず使用されていない。 	
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防隊到着時、建物出入口は全て防火シャッター(簡易)が閉められてあり、進入可能の状態、内部の延焼状況は把握できなかった。 ○旧館2階はアーケードに接しているが、壁はほとんど無窓に近く、また、新館各階は小窓のみで、窓からの進入ができず、消防隊の活動を著しく阻害した。

⑤ 避 難 状 況	避 難 方 法	避 難 上 支 障 事 項				
	<ul style="list-style-type: none"> ○階段を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○エレベーター, エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓, 開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> (人) ○救助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他() <input type="checkbox"/> (人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 				
⑥ 死 者 の 状 況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">健康人 名 (泥酔者 名) 要保護者 名 乳幼児 名 高齢者 名 身体不 自由者 名 病人 名</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">避難上支障となった事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">なし</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	健康人 名 (泥酔者 名) 要保護者 名 乳幼児 名 高齢者 名 身体不 自由者 名 病人 名	避難上支障となった事項	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 	
健康人 名 (泥酔者 名) 要保護者 名 乳幼児 名 高齢者 名 身体不 自由者 名 病人 名	避難上支障となった事項					
なし	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 					
IV 問題点・教訓等						
<ol style="list-style-type: none"> 1. 木造店内の一部を作業所として使用し, ベニヤ板, 紙類, シンナー, ラッカー, 塗料, 段ボール等の可燃物及び危険物品が山積されており, 又付近でガストーブを使用するなど防火管理, 火気管理に欠けた。 2. 閉店後は警備員2名(内1名は60才)しかおらず, その警備態勢は充分でなかった。 3. 旧館と新館との接続部に防火シャッターがあるにもかかわらず, 降されていなかったため, この部分より新館へ延焼拡大する原因となった。 4. 増築のため適法であったが, 窓ガラスが普通であった(枠はスチールサッシュ)ため, 隣接建物への延焼危険が大きかった。 5. 百貨店法適用外の店舗であるといえ, 大規模なものであるから, 自動火災報知設備程度の設備は必要である。 6. 屋外階段出口が店内内装により閉鎖され, 又階段室に防火シャッターが取付けてあっても片方の出入口が木製ドアであるなど管理不十分であった。 						

